

1 案件名称

大阪市こども・若者の実態調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、国における「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）に基づき、平成21年4月に「大阪市自殺対策基本指針」を策定後、国における自殺対策基本法の改正及び新たな大綱の閣議決定を受けて、本市が実施する自殺対策の新たな指針とするため、平成30年3月に「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」を策定、令和6年3月には同指針の中間見直しを行いながら、『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』に向けて自殺対策の取組を推進している。

今回、令和10年度を始期とする「大阪市自殺対策基本指針（第3次）」を策定するにあたり、その基礎資料となるよう、こども・若者（12歳～29歳）を対象にアンケート調査を実施し、自殺とその対策への認知度や関心度等について調査・検証を行うことを目的とする。

本調査におけるアンケート内容については、本市が学識経験者等の意見を踏まえて作成したものを提供する予定であるが、質問項目が多岐にわたることに加え、自殺念慮の有無や自殺未遂歴など、センシティブな内容が含まれることから、自殺防止対策に対する深い理解とともに、問合せ対応などにおいても適切な対応が求められる。

また、アンケート内容を踏まえると通常のアンケート調査に比べて回答を得られにくい可能性があることから、本調査においてはいかに回答数を確保する（回収率を上げる）かが重要であり、回収率向上のための創意工夫を凝らした提案を期待するところである。

さらに、調査結果を今後の施策に反映するにあたっては、アンケートにより得られた回答をより有効に活用する必要があり、様々な観点からクロス集計を実施するなど、高い分析力を有した事業者からの提案を求めるものである。

(2) 業務内容

別紙「大阪市こども・若者の実態調査業務委託__仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 6,020,000 円（消費税等含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和9年1月29日まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、

仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

本契約の締結にあたっては、大阪市契約規則第 37 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 100 分の 5）の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 調査票の作成支援、調査結果の集計・分析及び調査報告書作成業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を当該業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者は、公募型プロポーザルに参加することができる。なお、参加資格審査は「6 応募手続きに関する事項（1）参加申請手続き及び企画提案書の提出イ 提出書類」の④～⑫の書類により行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置及び大阪市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団体でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、最近 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (7) 過去 10 年間の本市を含む官公庁発注による、類似業務を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有すること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、もしくは ISO/IEC27001、JIS Q 27001 の認証を受けていること

5 スケジュール

公募開始	令和 8 年 7 月 3 日（金）
質問受付締切	令和 8 年 7 月 17 日（金）
質問に対する回答	令和 8 年 7 月 24 日（金）
応募書類（企画提案書等）の提出期限	令和 8 年 8 月 17 日（月）
参加資格結果通知	令和 8 年 8 月 19 日（水）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 8 月 21 日（金）（予定）
選定結果通知	令和 8 年 9 月 2 日（水）（予定）
契約締結・事業開始	令和 8 年 9 月 15 日（火）（予定）
事業完了	令和 9 年 1 月 29 日（金）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和 8 年 7 月 3 日午前 9 時から令和 8 年 8 月 17 日午後 3 時まで
- イ 提出書類 企画提案書は、次の様式を使用し、全て A 4 版で提出すること。提案内容の記載欄については、MS 明朝 11 ポイントで入力し、各項目の記載内容が枠に収まらない場合及び特筆すべき事項の記載が必要な場合は、別途任意様式で補足資料の提出を認める。（図表の挿入も可）

- ① 企画提案書（様式 1）及び補足資料（※補足資料は必要な場合）
※プレゼンテーション審査に動画を用いる場合は、動画データを電子媒体（CD-R 等）で 1 部提出すること。
- ② 経費内訳書（様式 2）
- ③ 公募型プロポーザル参加申請書（様式 3）

- ④ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（法人の場合。提出前3か月以内に発行されたもの：写し可）、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿（写し可）
- ⑤ 直近1か年分の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書
- ⑥ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可）
- ⑦ 使用印鑑届（様式4）
- ⑧ 過去2か年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）
※税務署の証明様式その3（その3の2、その3の3でも可）
- ⑨ 過去2か年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑩ 申出内容誓約書（様式5）
※ただし、大阪市入札参加資格者名簿に登録されている者については、上記③に承認番号を記載のうえ、上記④～⑨を省略できるものとする。
なお、それ以外の者であっても、申請日から前3か月以内に本市健康局において、他のコンペ、若しくは公募型プロポーザルに参加申請を行い、かつ⑧及び⑨を提出済みの者は、その旨を③公募型プロポーザル参加申出書に記載することによって省略できるものとする。
- ⑪ 過去10年間の本市を含む官公庁発注による、類似業務を元請として履行した実績（ただし、履行中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び仕様書の写し。
- ⑫ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、もしくはISO/IEC27001、JIS Q 27001の認証を受けていることが証明できる書類の写し

- ウ 提出部数 上記①・②については社名やロゴ等の事業者名をマスキングした書類を各9部、マスキングのない書類を各1部、電子媒体（CD-R等）1部（マスキング有、無それぞれを保存）、③～⑫は書類で各1部
- エ 提出方法 持参又は配達証明のできる郵送により提出すること。
- オ 提出場所 下記8（2）のとおり
- カ 参加資格結果通知 令和8年8月19日に通知する。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年7月3日午前9時から令和8年7月17日午後3時まで
※締切り以降の質問は受け付けない。
- イ 提出方法 様式6「大阪市こども・若者の実態調査業務委託公募型プロポーザル質問票」に記載し、大阪市健康局健康推進部こころの健康センターまで電子メールにより提出すること。
- ウ 提出先 メールアドレス：fc0009@city.osaka.lg.jp
- エ 質問の回答 令和8年7月24日（金）までに大阪市ホームページに掲載する。
なお、質問の回答は、仕様書の追加とみなす。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

審査は、学識経験者等で構成する「大阪市こども・若者の実態調査業務企画提案事業者選定会議」において、選定基準に基づき選定委員会による審査を行う。審査は企画提案書の書面審査、プレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案者を選定し、契約相手方として決定する。

ただし、審査の結果、全委員の合計点が最も高い事業者が複数いる場合は、(2) 選定基準中の審査項目②の合計点が高い者を受注予定者とする。②の合計点と同じ場合は、③の合計点が高い者を受注予定者とする。③の合計点も同じ場合は、くじにより受注予定者を決定する。

プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。(令和8年8月19日(水))

【プレゼンテーション審査】

実施日時：令和8年8月21日(金) 午前10時00分～(予定)

実施場所：大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階 会議室(予定)

内容・方法等：上記6(1)の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。1者あたり30分程度(うち説明20分、質疑応答10分程度含む)とし、参加者は1者あたり3名以内とすること。

説明の補足として動画の投映を行う場合は、説明時間を含めることとし、他の提出書類と同様、事業者名等が判明しないよう留意すること。

動画の投映にあたり、ノートパソコン等の持ち込みや投映にかかる機器操作は提案者において実施すること。

次の機器は本市で用意するので、使用可とする。

- ・プロジェクター及びスクリーン(電源含む)
- ・接続ケーブル(D Sub 15pin/HDMI)

※実施日時、実施場所、説明時間等については変更する場合がある。

※審査は基本的に書類により行うことから、企画提案内容の主となる説明を動画や投映のみで実施するプレゼンテーションや資料構成は認めない。

※審査には本事業の主たる実施担当者が参加すること。

※審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準

審査項目	審査内容	配点
①事業目的及び委託内容の理解度	・本事業の目的、事業内容を十分に理解し、その実現に資する方針や創意工夫等が盛り込まれているか	5
②企画提案内容	・調査が効果的に実施できるよう、調査票の設計や回収率の向上のための方策、集計・分析方法について具体的に提案されているか	30
③実施体制	・問い合わせへの適切な対応など、事業運営を滞りなく進めるために必要な経験等を有する人員体制や業務管理体制、責任体制が提案されているか	30

④実績	・過去 10 年間に、行政機関が実施する市民意識調査やアンケート調査などの調査・分析業務等を請け負った実績の概要について記載掲示されており、その実績は十分に信頼をおけるものとなっているか。なお、類似業務（行政が実施する市民意識調査や各種アンケート等）のうち、センシティブな情報を取り扱う実績があれば、その旨明記すること。	15
⑤情報管理	・個人情報等にかかるセキュリティ対策や保護・管理・保管体制が十分にとられているか、またその方法が適切であるか ※センシティブな情報を取扱うため適切な保管等の提案となっているか ・団体として法令を遵守した運営がなされているか	15
⑥経費積算の妥当性	・事業内容、職員体制等を勘案して収支計画書は妥当性を有しているか、仕様に対して合理的な内容であるか	5
合計		100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は原則受付けない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- ウ 提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該提案書を無効とする。
- エ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- オ すべての企画提案書は返却しない。
- カ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- キ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効と

する。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 都島センタービル 3 階
大阪市健康局健康推進部こころの健康センター（担当：加藤・安達）

TEL：06-6922-8520 FAX：06-6922-8526

E-mail：fc0009@city.osaka.lg.jp